

令和元年台風第19号に伴う災害  
**住宅の応急修理制度**

令和元年台風第19号に伴う災害で被害を受けた住宅を、仙台市が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理を行う制度です。

**<必ずお読みください>**

住宅の応急修理については、市に申込みを行った**後**で、業者に見積依頼を行うのが基本です。ただし、市に申込みを行う**前**に既に工事を依頼している場合でも、「**工事が終了し、工事業者に料金を支払う前**」であれば、住宅の応急修理制度の対象にできるケースがあります。詳しくはお問い合わせください。

**対象世帯**

次の被害を受けたことが、罹災証明書により確認できる住宅が対象で、応急仮設住宅を利用しないことが条件になります。借家等であっても、所有者の同意を得て申し込むことができます。

- ①半壊・一部損壊（準半壊） 自らの資力では応急修理することができない世帯。
- ②大規模半壊 所得要件は問いません。
- ③全壊 原則として、修理を行えない程度の被害を受けたので対象とはなりません。ただし、応急修理の実施により居住が可能である場合のみ対象となります。所得要件は問いません。

**応急修理の内容**

応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ・浴槽等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施します。

- ※ 台風19号に伴う災害による被害と直接関係がある修理のみが対象となります。
- ※ 内装に関するものは原則として対象外です。
- ※ 家電製品は対象外です。

**限度額**

- 一部損壊（準半壊）の場合  
1世帯(1戸)あたり30万円以内
- 半壊、大規模半壊、全壊の場合  
1世帯(1戸)あたり59万5千円以内

- ※ 同一の住宅に2世帯以上が居住している場合も、各区分に応じた最大金額が限度額となります。
- ※ 限度額を超える費用や対象外の工事部分の費用は、工事業者から申込者へ直接請求します。

**申込み手続き**

応急修理申込書に必要書類を添付し、下記までご提出ください（郵送も可能）。

- ※ 以下のホームページから様式をダウンロードできます。様式を印刷できない方は郵送も可能ですので、お問い合わせください。

<https://www.city.sendai.jp/zaisan-kanri/kurashi/machi/sumai/oukyuusyuuiri.html>

**添付書類**

- ①住宅の被害状況に関する申出書（被害状況のわかる写真等の添付をお願いします）
- ②資力に関する申出書（全壊または大規模半壊の住家被害を受けた者は不要）

- ※ 住宅の被害の程度は、申込者の同意を得て担当部局に罹災証明の認定結果を確認し判断します。
- ※ 上記のほかにも、状況により書類の提出をお願いする場合があります。

**お申し込み・お問い合わせ**

仙台市役所本庁舎4階 財政局 財産管理課  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
☎022-214-1278, 1288, 8122

## (参考)

# 住宅の応急修理にかかる工事例

## 1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には，鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦ 壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケットガス栓，ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む。）

## 2 応急修理の基本的考え方

- ① 令和元年台風第19号に伴う災害による被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
  - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
  - 割れたガラスの取り替え（取り換えるガラスはペアガラスでも可）
  - ×壊れていない便器の取り替え
  - ×古くなった壁紙の貼り替え
  - ×古くなった屋根葺き材の取り換え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが，床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱いとする。
  - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には，日常生活に欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。
  - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。
    - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
    - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
  - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。